

## 付 議 第 3 号

### 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和 43 年 8 月教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。



-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「人権教育課」を「人権教育・児童生徒課」に改め、同条に次の1項を加える。

3 保健体育課の内部組織として、全国高等学校総合体育大会推進室を置く。

第10条第5号中「の教職員の業務改善」を「における働き方改革の推進」に改める。

第13条第2号中「市町村立高校」を「市町村立学校」に改める。

第17条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 全国高等学校総合体育大会に関すること。

第18条（見出しを含む。）中「人権教育課」を「人権教育・児童生徒課」に改める。

第23条第1項第3号中「学校事務職員」を「公立学校事務職員」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 教育センターの事業の基本方針、年間計画の策定等に関すること。

(4) 教職員並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の研修に関する企画及び調整に関すること。

第23条第1項に次の3号を加える。

(6) 教育に関する専門的又は技術的事項の調査研究の企画及び調整に関すること。

(7) 教育職員の資質及び指導力の向上に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育センターの事業に関すること（所内の他の部の主管に属するものを除く。）。

第23条第2項各号を次のように改める。

(1) 遠隔教育に関する調査研究及び支援に関すること。

(2) 教職員の情報教育に関する研修に関すること。

(3) 教職員の情報教育に関する調査研究及び指導に関すること。

(4) 教職員の職能に応じた研修（管理職等研修に限る。）及びマネジメント研修に関すること。

(5) 教職員のマネジメント力に関する調査研究及び指導に関

すること。

第23条第3項第1号中「並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の職務経験及び機能に応じた研修」を「に応じた研修（管理職等研修を除く。）」に改め、同項第2号中「及び学級経営・教科教育等」を「、学級経営、教科教育等」に改め、同項第3号中「学級経営・教科教育等及び指導力向上の在り方」を「学級経営、教科教育等及び指導力向上」に、「専門的・技術的事項」を「専門的又は技術的事項」に改め、同項第4号中「学級経営・教科教育等及び指導力向上の在り方」を「学級経営、教科教育等及び指導力向上」に改め、同項第9号中「特別支援教育」を「教職員の特別支援教育」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「特別支援教育」を「教職員の特別支援教育」に、「専門的・技術的事項」を「専門的又は技術的事項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「特別支援教育」を「教職員の特別支援教育」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の職務経験及び機能に応じた研修に関する事。

第23条第4項第1号及び第2号を削り、同項第3号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 高知県教育公務員長期研修生に関する事。

第23条第4項第4号中「教職員の教科研究の支援」を「教科研究センター」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

第40条の表高知県いじめ問題調査委員会の項中「人権教育課」を「人権教育・児童生徒課」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年3月31日現在において、人権教育課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、現に有する職名をもって、人権教育・児童生徒課に勤務を命ぜられたものとする。

(高知県教育公務員の長期研修に関する規則の一部改正)

3 高知県教育公務員の長期研修に関する規則（昭和42年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改める。

第9条第2項第1号中「人権教育課長」を「人権教育・児童生徒課長」に改める。

高知県教育委員会規則

◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

令和 2 年度の組織改正により、令和 4 年度に四国 4 県で開催する「全国高等学校総合体育大会（四国大会）」の準備のため、保健体育課に「全国高等学校総合体育大会推進室」を設置するほか、生徒指導の充実及び不登校等の児童生徒への支援を積極的に推進していくため、「人権教育課」を「人権教育・児童生徒課」に名称変更することなどに伴い、必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

高知県教育委員会行政組織規則 (抜粋)

高知県教育委員会行政組織規則 (抜粋)

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(課及びその内部組織)

第6条 事務局に課として、教育政策課、教職員・福利課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、高等学校振興課、特別支援助教育課、生涯学習課、文化財課、保健体育課及び人権教育・児童生徒課を置く。

2 略

3 保健体育課の内部組織として、全国高等学校総合体育大会推進室を置

く。

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(教職員・福利課)

第10条 教職員・福利課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 公立学校における働き方改革に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

(6)～(11) 略

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(課及びその内部組織)

第6条 事務局に課として、教育政策課、教職員・福利課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、高等学校振興課、特別支援助教育課、生涯学習課、文化財課、保健体育課及び人権教育課を置く。

2 略

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(教職員・福利課)

第10条 教職員・福利課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 公立学校の教職員の業務改善に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

(6)～(11) 略

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 退職手当管理機関に関すること(県立高校及び市町村立学校の教職員であった者で退職をしたもの(当該者の遺族等を含む。)に係るものに限る。)

(3)～(21) 略

(保健体育課)

第17条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 全国高等学校総合体育大会に関すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(人権教育・児童生徒課)

第18条 人権教育・児童生徒課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) 略

### 第3章 教育機関

#### 第1節 教育センター

(事務分掌)

第23条 総務企画部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 教育センターの事業の基本方針、年間計画の策定等に関すること。

(4) 教職員並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の研修に関する企画及び調整に関すること。

(5) 公立学校事務職員の研修に関すること。

(6) 教育に関する専門的又は技術的事項の調査研究の企画及び調整に

(2) 退職手当管理機関に関すること(県立高校及び市町村立高校の教職員であった者で退職をしたもの(当該者の遺族等を含む。)に係るものに限る。)

(3)～(21) 略

(保健体育課)

第17条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(人権教育課)

第18条 人権教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) 略

### 第3章 教育機関

#### 第1節 教育センター

(事務分掌)

第23条 総務企画部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 学校事務職員の研修に関すること。

関すること。

- (7) 教育職員の資質及び指導力の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育センターの事業に関すること(所内の他の部の主管に属するものを除く。)

2 次世代型教育推進部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 遠隔教育に関する調査研究及び支援に関すること。

- (2) 教職員の情報教育に関する研修に関すること。

- (3) 教職員の情報教育に関する調査研究及び指導に関すること。

- (4) 教職員の職能に応じた研修(管理職等研修に限る。)及びマネジメント研修に関すること。

- (5) 教職員のマネジメント力に関する調査研究及び指導に関するこ

と。

3 教職研修部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教職員の教職経験及び職能に応じた研修(管理職等研修を除く。)に関すること。

- (2) 教職員の人権教育、学級経営及び教科教育等の研修に関するこ

と。

- (3) 教職員の人権教育、学級経営、教科教育等及び指導力向上に関する専門的又は技術的事項の調査研究及び指導に関すること。

2 次世代型教育推進部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育センターの事業の基本方針、年間計画の策定等に関するこ

と。

- (2) 教職員並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の研修に関する企画及び調整に関すること。

- (3) 教育に関する専門的・技術的事項の調査研究の企画及び調整に關

すること。

- (4) 教職員の情報教育に関する研修及び指導に関すること。

- (5) 遠隔教育及び情報教育の在り方に関する調査研究及び指導に關

すること。

- (6) 教職員の人材育成のための学校組織の在り方に関すること。

- (7) 教育職員の資質・指導力向上に関すること。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育センターの事業に関すること(所内の他の部の主管に属するものを除く。)

3 教職研修部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教職員の教職経験及び職能並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の職務経験及び職能に応じた研修に關

すること。

- (2) 教職員の人権教育及び学級経営・教科教育等の研修に関するこ

と。

- (3) 教職員の人権教育、学級経営・教科教育等及び指導力向上の在り方に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。

(4) 教職員の人権教育、学級経営、教科教育等及び指導力向上に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

(5) 保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の仕事経験及び職能に応じた研修に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 教職員の特別支援教育に関する研修に関すること。

(9) 教職員の特別支援教育に関する専門的又は技術的事項の調査研究及び指導に関すること。

(10) 教職員の特別支援教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

4 学校支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 高知県教育公務員長期研修生に関すること。

(3) 教科研究センターに関すること。

(4) 略

(5) 略

#### 第7章 附属機関

(附属機関)

第40条 附属機関の名称、担任事務及び所管課は、次の表に定めるとおりとする。

| 名称  | 担任事務                       | 所管課 |
|-----|----------------------------|-----|
| 略   | 略                          | 略   |
| 高知県 | 高知県いじめ防止対策推進法施行条例(平成26年)高知 | 人権教 |

(4) 教職員の人権教育、学級経営・教科教育等及び指導力向上の在り方に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 特別支援教育に関する研修に関すること。

(8) 特別支援教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。

(9) 特別支援教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

4 学校支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教職員の職能に応じた研修(管理職等研修)に関すること。

(2) 学校経営の調査研究及び支援に関すること。

(3) 略

(4) 教職員の教科研究の支援に関すること。

(5) 略

(6) 略

#### 第7章 附属機関

(附属機関)

第40条 附属機関の名称、担任事務及び所管課は、次の表に定めるとおりとする。

| 名称  | 担任事務                       | 所管課 |
|-----|----------------------------|-----|
| 略   | 略                          | 略   |
| 高知県 | 高知県いじめ防止対策推進法施行条例(平成26年)高知 | 人権教 |

|            |  |         |
|------------|--|---------|
| いじめ問題調査委員会 | 県条例第 59 号) 第 15 条の規定による高知県いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策の実施並びに重大事態が県立学校で発生した場合における当該事実の確認及び調査に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務 | 育・児童生徒課 |
|------------|--|---------|

|            |  |    |
|------------|--|----|
| いじめ問題調査委員会 | 県条例第 59 号) 第 15 条の規定による高知県いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策の実施並びに重大事態が県立学校で発生した場合における当該事実の確認及び調査に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務 | 育課 |
|------------|--|----|